

II
鎌倉から戦国時代

信濃武士たちの酒物語

平安貴族もよく酒をのんだが、鎌倉武士も、南北朝や室町のさむらい達も、実によく酒をのんだ。武家政治を支えるさむらいたちは、もともとが農村の中から、強勇な実力を以てのしあがつてきた新興階級であったから、酔いぶりも豪快であり、時には、政務を怠る幕府の役人も出てきた。酔つて、くだんの如しは、なにも信濃の武士に限つたことではないが、ここでは、主として信濃の連中の酒勇伝を見ておこう。鎌倉時代には、無双の勇士来形容するのに「三事人に越すなり。いわゆる一はその力百人に対するなり。その二は声十里に響くなり。その三は歯一寸なり」といわれた。その連中が酔えば刀をふり廻し、或はなぐり込みをかけるのだから、その物凄さはとても平安貴族の比ではない。

頼朝が死んだあと、北条執権の勢力に抵抗して和田義盛が叛乱、幕府に殺到したとき、信濃のさむらい衆もまじえて、一と晩中飲み明かしていた幕府方の武将たちは、俄かに鎧道具をつけて立ちむかつたが、足もとがふらふらしていて、どうにもならなかつた。これではいかんと、その後、互いに禁酒を誓い合うのであつたが、結局、やめ切りには出来なくて、大飲だけは慎しもうと、誓いを改め合つたこともある。

新田義貞に攻め立てられた執権北条高時が、東勝寺で自害し果て、ついに鎌倉幕府の崩壊となつた最期は、『太平記』を彩る悲劇の山場になつてゐるが、その折の酒物語も、信濃武士の飲みっぷりの豪勇さを忍ばせている。

△太平記△ さる程に長崎高重走り廻つて、早々御自害候え、高重先を仕つて、手本に見せ参らせ候わんというままに、胴ばかり残りたる鎧脱ぎて投げ棄て、御前にありける酒を以て、舍弟の新右衛門に酌を取らせ、三度傾けて、摂津刑部大輔入道道準が前に起き、是を肴にし給えとて、左の小脇に刀をつきたて、右のわき腹まで日長く掻き破り、内なる腸繰り出して道準が前にぞ伏せたりけ

る。道準盃を取て、あわれ肴や、如何なる下戸なりとも、これをのまぬものあらじと戯れて、その盃を半分ばかり飲みほして、諏訪入道が前に指しあき、同じく腹切つて死にけり。諏訪入道真性、その盃を心静かに三度傾けて、相模入道高時殿の前に差しあきて、若者ども今より後は、皆これを送り肴に仕るべしとて、腹十文字に搔切つて、その刀を抜きて入道殿の前に指しあきたり。高時以下、その門葉たる人二百八十三人、我先にと腹切つて、屋形に火をかけたれば、猛火盛んに燃上り、黒煙天をこがしたり。

武家時代、信濃の武将のあいだには、自害にあたり、一杯の酒を飲む習わしがあったのであらうか。諏訪頼重が、武田信玄に自害せしめられたときの最後の場面に「さけさかなをこわせられ候、酒は持たせ候、肴はこれなく候と申す。さては武田の家に、腹きる様体のご存じ無きや、さかなとはわきざしのことにて候とて、わきざしをこい、十文字にきらせられ、三刀目に右のちちのもと突き立て、さて、うしろへ御たおれ候」（守矢頼眞書留）と書かれている。

もう一つ、応永元年（一三九四）の出来ごとを見ておこう。頼朝から始まって、正月、鶴ヶ岡八幡宮でおこなわれる的始の儀式は、幕府年中行事の最大のものであつたが、それには例年信濃の武将がえらばれた。諏訪神社の御射山祭で象徴されるように、日頃、山野をばつしようし、狩猟のわざを鍛練している信濃のさむらい衆でなければ、全く過つことなく、神前の的を射るような芸当はできないのであつた。ところがその日、信濃の武士屋代師団が酔いしれて、それを射ち過つという大椿事がひきおこされた。

△荒曆△ 正月十八日、天晴る。今日御所の的例年の如くこれあり。然るに屋代師団以ての外沈醉酩酊するの間、度々顛倒し、矢一、二のほかあたらず。毎年八、九はこれを當つ。今年かくの如し。ただなることにあらず。よつて沈醉の濫觴を糺明せらるること、先づ兼熙卿の宿所に立ち寄り、数盃を傾くるの由陳じ申す。屋代においては罪科に処せられ、所帶を悉く收めらる。またこのほかの射手両三、同じく沈醉の間、同罪に行わる。凡そこのこと当年不吉の表なり。よつて殊に厳密の沙汰あるか。くだんの屋代、かくの如くの出仕の時、必ず三十盃を傾くといふ。今年先盃なお不足の間、かの宿所に立に入るか。一銚を出し沙汰せしむるの間、醉倒に及ぶといふ。頗る稀有のことなり。

当年不吉の兆とまでいわれ、所帶を悉く没収されたのだから、屋代師団、醒めては、すっかり恐縮したことであろう。それでも、翌

年の正月には、結構また、その大任を命ぜられていたところを見ると、いったん強くとがめられはしたけれども、酒の上のことであり、しょせん、ほかの連中には真似のできない射手であったため、間もなく許されたのである。

商工業としての酒屋の始まり

商工業としての酒造りの始まりは、平安朝の初期、朝廷の造酒司が設けられたときから、既に、その出発を見るが、本格的に商工業としての地位を確立したのは、鎌倉時代だといわれる。荘園時代にも酒部、酒戸と呼ばれるものがあり、専ら酒を造ってはいたが、それはまだ、朝廷や荘園領主の自用に必要な酒を造って奉仕するところに主眼があつた。

朝廷や神社や領主にれいぞくしていた酒部たちが、それらのれいぞくを脱して、自らの独立した意志と計画とに依つて生産し、売り、一つの産業部門を形成するようになつたのは、鎌倉期に入つてからだといわれるが、『歴史辞典』（富山房刊）の中で、「^{さかべ}ぎのよう」にいつている。

△歴史辞典・山本三郎△ 酒造業も、他の商工業と同じくそれが確認されるのは鎌倉時代であり、一産業部門とされ得るのは鎌倉時代中期以後である。即ち京都における酒屋は仁治元年（一二四〇）に「酒屋の多きこと、東西両京以下、条里に相分ちて、その数を知らず」（平戸記）といわれるような状態であり、鎌倉幕府は建長四年（一二五二）九月、酒を売ることを禁じたが、その際「鎌倉中、処々民家において、注ぐところの酒壺三万七千二百口」（吾妻鏡）といわれたほどである。奈良や紀伊に酒屋のあつたことも伝えられている。

しかも鎌倉末期になると、京都において「杜康（酒つくり）の業すごぶる繁多」と、その後の発展の姿が記録されている。そしてこれらの京都の酒屋は、公家や神社などの一財源として、課税の対象となるに至り、ついで吉野朝時代には、朝廷の財源にすらなつ



鎌倉から室町時代の酒ガメ

た。更に進んで室町時代に至ると、洛中洛外の酒造業者は非常な多数にのぼったばかりでなく、その規模もかなり大きなものとなつた。

即ち応永の末年にはその数三百四十二軒と証せられ、文正の頃には、年額七百二十貫という莫大な納錢をおこなつた柳屋という酒屋すら現れた。この時代になると、京都ばかりでなく、地方においても天野山金剛寺の天野酒、大和菩提山寺の奈良酒、一乗院中川寺のものなど、寺院による醸造の顯著な発達があつた。

平安から鎌倉、室町へと進む時代の中で、酒造業は二つの形をとつて発達してきた。一つは、上代における酒部の流れを汲む酒戸が、それのれいぞくしていた朝廷や寺社や莊園領主から脱して、独立的な酒造業にむかつたものであり、もう一つは、寺院の酒造兼業である。奈良朝から平安朝にかけた時代は、専ら自家用としてだけの酒をつくつていた寺院が、鎌倉時代に入つて貨幣経済が進むにつれ、多量の年貢米と広大な僧房の建物を利用して酒造を始め、商業利潤の追及に向かつたのであつた。

酒造業は、まずお寺から

地方における商工業としての酒造りが、まず大きな寺院から始まつたといわれる時代、信濃あたりにも、それがあつたかという史料は明瞭でないが、全く無いわけでもない。その一つは、木曾谷である。

木曽谷最古の定勝寺は、応永の頃、木曾氏の一族によつて建立された名刹だが、この寺の住職が、永享一〇年（一四三八）に「同寺什物一切の控」を書きのこし、六〇年後の文龜元年にも、同じ「控」を書きとめている。それを見ると、永享の「控」には見えていない酒桶が、文龜の「控」には載せられている。永享から文龜の頃といえば、京都にも鎌倉にも「酒屋の多きこと数を知らず」と記録されていた頃である。恐らくは、この時代に、定勝寺でも大きな酒桶を買いこんで、酒造りを始めたのであらう。寺で造つて、門前の市あたりで売ったのかも知れない。

木曽谷の定勝寺が、大酒桶を設備した前後の頃、文安五年におこなわれた諏訪上社の、大祝の即位式のときの買物帳に「いわし四〇文、塩一升六五文、鮒三疋一〇〇文、酢入りの酒一〇文」などと記録された例もある。酢入りの酒とはどんなものであつたか。ともかく、諏訪あたりにも、既にその頃、酒を売る者があつたことは明らかである。付近の大きな寺院が、酒造業を始めていたのであらう。さらに、もう一つの史料がある。伊那谷の文永寺は、信濃守護職の家柄小笠原一族の開基で、日本的にも名を知られた禅寺であったが、天文二年（一五三三）に、山城国醍醐寺理性院の名僧巖助が、みやこの戦乱を逃れて、しばらくここへ疎開していた時の日記がある。それを見ると、明けても暮れても、この禅僧は酒ばかり飲んでいた。

朝から飯も喰わずに飲み始め、たべるものといえは豆腐か納豆、そうめんぐらいのもので、酔つては湯に入り、あがつてはまた飲んでいる。飲まない日には「もう今日は、どうにも飲めない。腹の調子が悪いから、薬を一服」などと、そんな日記をつけている。もつとも、その頃の禅僧たちは、精進料理で酒を飲むのが専らであり、飯は、せいぜいお茶漬を一食というのが習わしであつたから、この酒暮らしは独り敵手だけの話ではない。彼の酒中日記を見よう。

△天文二年信州下向記△ 五月廿三日、晴る、南原より迎共来る間、予は輿、慈恵院、侍従、卿律師らは馬なり、文永寺上坊に至り先づ盃酌、その後風呂あり、その後中酒、大飲なり。五月廿五日、晴る、今日文永寺衆・安樂寺衆ら御礼申す、御樽済々進上す、一献あり。大飲おのの酩酊なり、春松丸を召出し乱盃に及ぶ、夜に入り法印また盞を持参す、沈醉平臥すと雖も或はまたおのの盃を傾く、正体なきものなり。五月廿九日 晴る。夜に入り坊主一盞興行す。輿を催し了んぬ。

六月朔日 晴る、下坊に於て朝飯、中酒済々なり、知久大輔御礼に参る、御樽五荷、寺の麵二盆、大器物三種自參なり、一献あり、盃數返、大飲に及ぶ。六月三日 晴る、今日断酒なり。六月五日、大雨、洪水という、下坊小樽を自參す、沈醉し了んぬ。六月六日、

雨ふる、風呂あり、知久美作守礼に来る、在所は小林という、大髪の老者なり、御樽済々進上す、対面し盃を給わり了んぬ、坊主御湯漬興行なり。六月十一日、晴る、今日断酒、終日染筆す。六月廿六日、晴る、早朝より神峯に登山す、輿に乗るなり、若狭宿所に於て暫く休息す。朝飯種々奔走し数々大飲なり、金春座の者兩人座頭一人、音曲す。

七月七日、晴る、冷麺盃酌なり、卿律終日腹氣散々なり、昨夕神峯にて手猿樂なり、慈心院より書状あり、京都醍醐のことども申し来る、仰天のことどもなり。七月八日、晴る、薬屋道正の手の者来り寄る、卿律の腹氣平かならず、珍事なり。七月廿三日、晴る、府中より諸勢今日着陣す、都合その勢五百騎ばかり打ち出すと、知久同じく出陣するの間、見物のため寺家衆を引卒せしめ遊覧するのところ、天竜川中に於て西林院落馬し、大曲事どもこれあり、小笠原内膳疵を蒙ると。

八月廿四日 晴る、朝御粥西坊に於てこれを申入る、松茸始めて賞翫す、新酒また始めてなり。八月廿八日、雨ふる、咳氣朦朧なり、また薬包これを給う。九月四日、雨ふる、今日所々に札を立つ、法事の頃市町を立つべきの由などの事、これを立つ。九月十七日、晴る、知久兄弟礼に来る、おのおのの樽自参なり、盃酌する能わず、無念。九月廿一日、晴る、文永寺本堂に於て結縁灌頂を行う、朝立石寺御樽進上す、本坊の酒善からざる故、美酒少し用うべしという。九月廿三日、晴る、なお法事の間なり、知久兄弟同名以下悉く庭上に於て警護を致す、門々相堅むるの間、少し計りと雖も狼藉等の儀これなし、伊賀良の吉祥寺御礼申上ぐ、対面し盃を給わり了んぬ、御樽代百疋これを進上す。

この日記は多くの史料を提供している。①その頃には既に大小の酒樽ができていたこと②一日酔いに薬を用いていたこと③松茸のところには新酒がつくられていたこと④大きなお寺の法事などには門前に市が立つたこと⑤いい酒と悪い酒の区別が話題にのぼっていたこと⑥門前の市では酒も売られていたことなどを物語っている。

文永寺の法事に招かれてきた伊賀良（下伊那）の吉祥寺は、この法事の中心となつた厳助への御礼に御酒代百疋を進上した。「本来ならば御樽を自參すべきであったが、遠路なので失礼しました。ちょうど門前に市が立つてあるから、そこで買って欲しい」というのである。立石寺からも酒が届けられたが「文永寺の酒はうまくないから、私の寺で造った上等酒を持ってきた」といつている。文永寺でも立石寺でも大いに酒を造っていたのである。近隣の者が買いに来れば売つてもやつた。こうして、寺院の酒造兼業が始まったのであり、市商人たちは寺から仕入れて、その門前の市で売つていたのである。

以上、木曾谷の定勝寺や伊那谷文永寺の記録によつて、鎌倉時代から南北朝時代、さらに室町時代へと進むにしたがい、その間、この郷土あたりにも、おいおい一産業部門としての酒造業が、学者たちのいうように、まず寺院から始まつたことがうかがえるのである。

酒税の初まり、酒樽の始まり

概説的に、奈良時代以前の酒は「朝廷の酒」であり、平安朝時代には、それが荘園領主のための「貢租の酒」となり、鎌倉時代の後期に至つて初めて「酒屋の酒」になつてきた。そして、それらの酒屋は多くの場合「土倉」と呼ばれて、金融機関としての質屋を兼業し、資力のある大寺院や豪族などの富裕階層が經營していたと、学者はいう。自家用を発展させて、販売にむかつたのである。

「酒屋の酒」がつくられるようになると、当然、それを扱う販売人が現れてきた。人の集まる大きな寺社の大門先で定期的に市が立ち、そこへ酒樽や酒壺をかついだ行商人たちが集つてきて店を張るのだが、建長年間、幕府が鎌倉中の酒売りを禁じて、民家の酒壺を破却したときには鎌倉だけでも三万七千もの数にのぼつたといふ。室町幕府の応永年間には、京都を中心に東は栗田口から西は嵯峨谷に至る間だけでも、三四二軒もの酒店があつたという。

酒造業者と消費者の間に下請所、請酒屋、小酒屋などと呼ばれるものが発達し、彼らは、やがて地方で造られる酒を京都へ運んでくるようになつた。文明、永正の頃には、田舎酒がのぼつてくるのを喰いとめるため、京都の業者が幕府に懇請して、制限を加えてもらつたこともある。しかしその反面、幕府がひ護の代償として、高い税金をとり立てるようになるのであつた。

建徳二年（一三七一）足利義満が「土倉別三十貫、酒屋壺別二百文」の役錢を課したところから、酒税が始まつたといわれている。その役錢は酒役、酒麴役、麴役、酒壺錢などと色々に呼ばれたが、酒や麴役はシユクヤクと称された。「土倉別」は、酒造所に課したものであり、「壺別」は酒造業者や酒店の販売に課したものである。洛中の酒造業者たちは、十五壺から多いものは一二〇ぐらいの壺をならべて売つていた。

備前国の例を見ると、一年に、土倉を経営するものは百文の経常税を地方庁に納め、そのほか市日に店を出す者は、臨時税として酒二升の現物を、その地の地頭に納めることになっていた。信濃あたりの寺院造酒や、門前の市にも、こういう形で税金をかけられたのである。

さて、幕府の政策としての酒税は前記のような事情を以て始まったが、それ以前からも税的なものがなかつたわけではない。酒座、麹座の商人衆が主家と仰ぐ北野天満宮に納める権利金も私税のようなものであつたし、市商人が門前を借りるためにそれぞれの寺社へ納める場銭も、それぞれに寺社の経済を支えていたのである。南北朝時代には、公卿間の申合せで酒役錢を徴収し、朝廷の困窮を救つたこともあるし、室町幕府が建造物の資金に困り、酒屋衆の助けを借りたこともある。

ところで、酒造業が急速に広ろまり、酒の需要がいちじるしく高かまつてくると、酒の容器にも発達が見られた。みやこの酒屋が自分の家で売つたり、手近かな市へ運んでいくのには壺を並べても間に合つたが、山坂の多い信濃のような地方での流通や、まして室町時代に入つて、田舎の酒が京都へも出始めるようになると、欠け易い壺の持ち運びでは不便が多かつた。

鎌倉時代の弘安元年（一二七八）といえば、蒙古襲来の前後の頃であるが、信州伊那郡殿岡の地頭四条頼基が、鎌倉にいる日蓮聖人のもとに酒を送つてやり、大いに喜ばれたときの、日蓮の御札状が残つてゐる。それを見ると、その頃は、大小の竹筒に入れて送つていた。

△日蓮聖人御遺文▽ 今月二十二日、信濃より送られ候いし物、錢三貫文、白米一俵、餅五十枚、酒大筒一、小筒一、串柿五把、柘榴十。それ、王は民を食とし、民は王を食とす。衣は寒温をふせぎ、食は身命をたすく。たとえば油の火を継ぎ、水の魚を助るが如し。鳥は人の害せんことを恐れて木末に巣喰う。然れども食のために地におりてわなにかかる。魚は渊の底に住みて、浅きことを悲しみて穴を水の底に掘て住めども、餌にばかされて鉤をのむ。飲食と衣樂とに過ぎたる人の宝や候うべき（後略）。

弘安元年十月二十二日 日 蓮

四条左衛門 殿

鎌倉時代、遠くへの持ち運びには、大小の竹筒に詰めて送られていたのであつたが、室町から戦国時代になると、もはや下伊那の奥

「戸倉」地名が酒屋の発祥地

深い地方でも、専ら酒樽がつかわれるようになつていて。前掲の伊那文永寺文書、禪僧の酒中日記を見ると、ほとんど毎日のように、次から次と豪族や僧侶たちが訪問し、幾らでも大小の酒樽をおいて行つた。ふんだんに、酒樽があつたのである。

『栃木の酒のあゆみ』（栃木県酒造組合刊）の著者は「酒に銘柄が用いられ始めたのは室町時代からで、京都や兵庫の関西からおこなわれた。酒樽は、初め四角な板を指物で作った箱形の指樽さしづるであったが、室町時代に松永彈正（幕府の執事）が初めて、柳材を用いて桶状の樽を作り出した。柳材は水にふやけて材木の継ぎ目をふさぎ、酒類をもらさないので製作に容易であつたためといわれる。杉材の樽は、江戸時代になってからである」といつてゐる。

そうだとすれば、天竜川沿岸のこの山間部では、柳材なども豊富だったので、酒造りが盛んになるにしたがい、大いに大小の酒樽がつくられたのである。鎌倉時代には、竜峠の特産である竹筒で酒を運び、室町時代には、柳樽を背負い、或は馬に積んで、せつせと峠を越し、川を渡つたのである。

『戸倉』地名が酒屋の発祥地

こんにちでも、お寺やお宮の縁日には、どこからともなく大勢の市商人が集まつてきて、お祭には、なくてならない情景を描き出しているが、この習わしは遠く鎌倉や室町時代から続いているのである。古いところでは、平安朝の昔からの名残りをとどめているものもあるだろう。

商店というものが軒をならべて、定着するようになったのは鎌倉時代からのことと、それ以前は、有名な寺やお宮の大門先に、一日とか五の日とか日をきめて立つ市が、商品流通の場のすべてであった。古い村には、今でも市場とか、何々市と呼ばれる地名が残っているが、みんなその頃の名残りである。みやこや幕府の所在地の鎌倉などには早くから、軒をつらねて定着する商店ができるようになつても、地方では、ずっとおそらくまで定期市が立つだけであった。地方の領主たちは、自分の財政を豊かにするために、領地の入口



樽酒の時代 時町室

出口に関所を設け、行商人から通行税をとりあげたほどだから、広範囲に、かなりな数の行商が移動していたのである。

平安朝から鎌倉時代にかけては、みやこの商工業者の中に、それぞれが団結して「座衆」というものを組んでいた。同業組合のようなものである。油商人が集まれば油座であり、材木商人が集まれば材木座であって、団結した彼らは、それぞれに有力な都の大寺や大社をえらんで、そこの神人寺人の資格をもらい、その威力を背景にして、地方の市へ出でていっても特権をふるつた。たとえば、油座衆は石清水八幡宮の神人となつた。

酒と麴の商人は、松尾神社の威光を借りて縄張りを持ち「酒座」「麴座」を結んだ。江戸時代になって、酒屋が頻りに松尾神社を祀り、酒蔵に松尾さんを迎えるようになったのは、そのためである。主家となる大寺大社は、座衆に縄張りの特権を与えて、そのかわりに特権料をとつて、財政の支えにしたのである。その特権は、その後、秀吉によつて打破され、自由商人の勃興となつた。

こうして、座衆の特権が次第に地方にも及び、田舎の村にも酒屋が盛んになつてきたわけだが、地方にそれを勃興させるためには、もつとほかにも理由があつた。それは、米の現物輸送が段々困難になり、カネの流通が始まってきたからである。鎌倉幕府の武家政権が、おいおいその安定を欠いて威令が行われなくなり、地方の豪族が地域に藩拠して独立的な勢力を持つようになると、田舎から都の領主に送るべき年貢米が、とかく途中で彼らの一党に奪いとられてしまい、都まで届けることが困難になつてきつた。その上、その困難をいい口実にして、都の領家から領地をあづかつて、いた現地の豪族たちが、年貢米送りを怠り出した。地域に米が溢れ始めたのである。現地で売つて、カネにかえて、それを届けるようになつてきつた。

そこで、田舎の地所持ちや金持ち商人が、溢れ出したその米を買い集めて、酒にして売る儲けを考え出した。その頃の地所持ち、金持ちといえば、なんといっても大寺院と質屋であった。彼らは、多量の年貢米や、質草として持ちこまれた品々を保管するために大きな土倉を構えていたが、寺では広大な庫裡を使い、質屋ではその土倉を使って酒造りにむかつたのである。だから、酒造りの蔵を「土

「戸倉」とも呼ぶようになった。金閣寺を建立するとき、足利義満は「土蔵別三十貫」の酒税をかけた。

信濃には、あちらこちらにトグラという地名が残っているが、その地域は、いずれも酒造りの伝承を持つていて、の日、そこに土倉、即ち酒造家の大きな構えが目立っていたところから起つた地名である。トグラ地名のあるところには、きれいな清水の伝説を持ち、酒造り寺のいい伝えを持っているのも、歴史の香りを偲ばせて、興味が深い。

今、ここで、温泉のある戸倉、長野市七二会の戸倉、北佐久郡横鳥に残っている戸(外)倉、この三つの郷土について見ておきたい。万葉集に「人みなことは絶ゆとも埴科の、石井の手児がことな絶えそね」と詠まれている。これは、戸倉温泉のこのあたりに住んでいた酒水汲みの美しい娘に恋をした地方官が都に帰つてから、その娘をしのんで詠んだ歌だらうと解説され、江戸時代中期の郷土学者吉沢好謙(岩村田)も、つぎのようにいっている。

△信濃地名考▽ 或る人いう。戸倉東南の山にむかし酒の泉の湧きたる跡ありと。万葉に「かつしかの真間の井見れば立ちなし、水を汲みけん手児なしそ思う」との歌あり。こは下総の真間井に水汲女ありて、麻衣を着、はだしにて水を汲む形、妙えにして貴女に千倍、月を望むに似、花の咲ける如くなれば、人々これを見、相競いて女を思う。女、思いあつかいて身を投じたる時の歌なり。しかば、埴科の石井の手児もまたこのたぐいと見えたり。

もしも吉沢好謙の説にしたがうならば、ここに戸倉では、既に奈良朝の昔にも酒が造られており、その習わしを持つ豪族か、或は寺院の子孫かが、鎌倉から南北朝の頃、本格的な商工業の一つとしての酒造りを始めたことになる。幾棟かの土倉を並べて、酒造と金貸しを兼業していたのである。酒水汲みの美しい娘の伝説は、同じ埴科の森あたりにも残つており、酒水池の遺跡を伝えている。(口絵参照)。

北佐久郡横鳥の外(土)倉でも、質屋の倉あとと思われるところからは、多くの古銭が発掘された。明治初年、この村から県に出した報告書に「蔵屋敷跡、本村外倉に二所あり。按するに王政の世の址にて、かつて多くの古銭を得たることあり。経ノ田の地名残り、手児宮の小石祠あり」と書いているのを見ると、戸倉温泉の戸倉の場合と同じように、ここでも、美しい手児たちが、蓼科から流れ出す清水をせつせと汲みあげて、酒造りを手伝つていたのである。「手児宮」がある程である。「経ノ田」の地名が残つているから、立

派な寺もあったのであり、或は、その寺が酒造りの土蔵を営み、古銭を貯めこんでいたのかも知れない。

もう一つ、長野市七二会の戸倉もまた極めて古い郷土で、かつての日には、大安寺を中心にして三願、陽福、自慶、法性、美福、不動、小林庵など七寺がいらかをつらねる大仏寺聚落であり、近くには市場の地名もとどめ、清冽な滝水も持っていた。大安寺の僧坊が、その広大な建物を利用し、清らかな滝水をつかって、寺院酒造をおこなっていたところから、ここにも酒屋の別名であるトグラの地名がおこり、近くの市場では、その酒が売られていたのである。

信玄の酒作戦と、その頃の酒価

茨城県の士族青山延光の著した『酒史新編』という書物が、明治一〇年に出版されているが、その中に、戦国の英雄と酒について幾つかの插話が集められており、武田信玄のことにもふれている。

△武田信玄△ 永禄中、北条氏康今川氏を駿河に攻めんとして薩摩山に陣す。武田信玄兵を出して興津河原に相待す、たまたま大風あり甚だ寒し。信玄大釜を以て酒をあたため、将士をして悉く飲ましめて問う、「なお寒きを苦しむか」と。曰く「然り」と、信玄曰く、「われ平地にいて酒を飲み、なお寒さを防ぐに足らず。敵山上にありては必ず堪うる能わず、營を捨て山を下らざるを得んや。よろしく、わが酒いまだ醒めざるうちにこれを襲うべし」と。進んで山に登る。果して人無し、大いに掠めて、而して還る。これ名将の飲むを巧みに利用するものなり。

信玄は、上杉謙信ほどに酒は飲まなかつたが、酒の効用は巧みにつかつたし、酒をもふくめて、商業の振興には大きな力を注いだ。彼は、今までの、いくさ専用に造られていた山城を交通の便利な里におろして、大がかりな平地城を築きあげ、それを中心にして城下

町を繁榮させ、経済都市の建設を目論んだ。松本城も松代城も、高遠城も高島城もみんなそれであり、信長が安土城を築いて、そのことを目論むよりも一步先んじて、信玄が、信州にそれを実現させたのであった。

信玄が、信濃守護職の小笠原を追放し、松本の深志城を手中におさめたのは天文二二一年であったが、城主には日向大和守を据えたけれども、城代にはさむらいを置かずに、甲府で米穀商をやっていた町人宗普をつれてきた。戦争にばかり狩り出されている城主を余りあてにせず、城下町の商業を優れた甲州町人の指導によつて振興させるためであつた。こうした信玄の経済政策に導かれて、信濃の、それぞれの地域における商品の集散地は、他の国々の場合よりも、早目に、城下町文化への時代の鐘を鳴らし始めたのである。酒屋も当然おこってきた。

その頃の酒の値段について、甲斐国妙法寺の永正九年（一五二二）の記録に「米八十文、小麦七十文也。三月十八、十九日雪、両日降り積ること四尺、通路悉くとまる。売買無き故に世間大いにつまる。塩四十文、酒十文ずつ、ほし葉百文に四連、六連売也。紙一束百五十文に売也」と書きとどめられている。酒十文は、その量目が書いてないので、正確なところはわからないが、まずは一升の値段と見るべきか。

永正年間といえば、信玄が生まれるよりも少し前の時代だから、その後、信玄がきめた物価標準で、そのまま割り出すわけにはいかないが、凡そはそれに近いものであろう。信玄は、ゼニ一貫は米二石五斗と公定していた。したがつて、十文は米二升五合となる。十文が仮りに酒一升の値段とすれば、米二升五合に疋敵し、こんにちの五百円ぐらいに当る勘定である。戦国時代、甲斐、信濃あたりでは、だいたい、そんな値段で取引きさせていたのであつた。いつの時代にも、物の値段というものは、たいてい、うまく決つていたのである。

謙信愛用の清酒と信濃の酒役

上杉謙信は、生涯妻を迎えたが、その代りよく酒を飲んだ。天正六年（一五七八）に「四十九年夢中醉、一生栄花一杯酒」の辞世を残し、脳卒中で倒れたが、それも、絶えず戦線をかけめぐり、酒を過ごしたところから、からだをこわしていたのではないかといわれている。謙信は、あるとき画工をよんで、大きな朱塗りの盃を描かせ、その上に独鉢を描かせて「これが俺の肖像だ」と、いつたとも伝えられている。

ところで、謙信は、どんな酒を愛用していたのか。それを偲ばせる一つの史料がある。永禄三年は、例の川中島大合戦が展開される前の年だが、このとき小田原の北条を討つために関東への大出兵を計画し、出陣に当つて、春日城下に次のような触れを廻した。自分の遠征中、国内の商工業が衰微することのないように、いろいろな業者への免税措置を指示したのである。

一、他からの荷物船が、なるべく国内へ出入できるように、民間の水運業者はもちろん、役所船にも税金を免除する。ただ二階堂と青芋の港だけは船中を改め、物品によつては、課税せよ。

一、清酒、濁酒の酒税、麴税も免除する。

一、地方の雪かきの義務も免除するが、宿送りの荷物運搬には奉仕しなければならない。

一、馬方衆が、他国の商人の荷物駄賃を法外にふつかけているということだが、そういうことのないよう、馬方への課税を免ずる。したがつて駄賃は問屋と商人が話し合つて受け渡しをすればよい。しかし伝馬問屋は課税される。

一、薬屋仲間が、本所へ納めていた代物も、これを免除する。

一、お茶に対する税金も免除し、そのほかの色々な物品税も免除する。

（井上銳夫著、上杉謙信）

さて、この史料が残っていることによつて、その頃、相当な清酒が造られていたことを知るのである。モロミのままの濁酒だけではなく、ある程度の絞った酒が出廻つており、税金もおさめていた。大きな朱塗りの盃を傾けて、謙信が愛用したのは、その清酒であつたろう。北安曇郡池田町の町史によると、安曇地方で清酒すみざけが造られるようになつたのは、江戸時代の寛文頃からだと書いているが、謙信時代、すでに上越地方で、可成りな清酒が出廻つていたとすれば、信濃あたりでも、もっと早くから、清酒を造るものがいたに違いない。

ところで、前記の布令に「清酒役、濁酒役、麴役を免除する」といつているが、それらの酒税は、どのようにして集められていたのか。謙信が死ぬと、家督は景勝にひきつがれ、織田信長が明智光秀のために本能寺で倒れると、その隙に乘じて、奥信濃の四郡、水内、高井、更級、埴科地方は景勝の手中に帰したが、そのとき、景勝の筆頭奉行人直江兼続の出した、次のような文書（上杉家）が残つてゐる。

音信として鮭一尺到来、祝着せしめ候。一、この方において黄金借り候衆、申し越し候如く、申し付くべく候事。一、信州酒役、麴役の儀、越後ならびに窪田相談せしめ、申し付くべく候事。

九月五日

直江兼続

山田喜右衛門尉殿

つまり、春日山政権が、信濃の山田喜右衛門尉に奥四郡内の酒役、麴役奉行を仰せつけ、彼の手によつて奥信濃四郡の酒税、麴税を取り立てさせたのである。同時に、春日山の上杉が、この地方の豪士たちに貸しつけていた黄金の取り立ても、喜右衛門尉に申しつけたというから、山田は相當な富裕酒屋であり、地方の豪商の一人であつたに違いない。それにしても、奥信濃の酒屋麴屋の総元締山田喜右衛門尉は、どこに住んでいた人なのか。直江兼続に、一尾の大鮭をみやげに贈つて、大いに喜ばれたらしいが、当時、千曲川や犀川は鮭の大漁撈水系であつたから、恐らくは、その沿岸地方に住んでいた有力者である。いろいろな史料を尋ねてみても、喜右衛門の名は見つからないが、山田姓の豪族はいた。鎌倉時代以来、高井から水内にわたる千曲川を挟んで、高梨一門が大きく繁栄し、上杉謙

信の祖母も高梨の出と伝えられているほどだが、その高梨の同族で山田姓を名乗る豪族が高井郡の山田村、江部村、大熊村などに居館を構えていた。

諏訪神社関係の古文書に「文明十四年、山田、高梨日向守高朝、礼錢一貫三百、孫六請取候。頭役七貫をば使、宮太夫、権平次両奉行内の者共、酒のみ候」というのがある。諏訪神社の祭礼費を集めるために、高井地方にやつてきた使いの者が、せっかく集めた金で、酒を飲んでしまったというのだ。これらの記録を見ると、どうやら、今の中野市かいわいの村に山田姓の者が酒屋を営んでおり、その一族に山田喜右衛門もいたのである。しばしば信濃に出陣してくる越後勢のために、この一族が謙信愛用の清酒すみさけなども造り、御用酒屋として、繁栄を築きあげていたのである。そして、その勢力のゆえに、奥四郡の酒麴役奉行人を命ぜられ、この地方酒造仲間の統領にもなっていたのであった。